

5月末まで計画書受付しています 美郷町作物転換総合支援事業

補助対象者 ◆ 交付対象水田に出荷販売用の美郷推進作物または美郷ブランド作物を作付する農業者(法人含む)や集落営農組織のうち、次の拡大面積を満たしている、その拡大面積での営農を翌年度も継続する方

(※)「作付拡大」とは、美郷推進作物または美郷ブランド作物を前年度に交付対象水田に作付していて、美郷推進作物または美郷ブランド作物の複数品目の合計面積が前年度より拡大している場合

品 目	栽培区分	作付区分	拡大面積
【美郷推進作物】 アスパラガス、エダマメ、キュウリ、トマト、ネギ、スイカ、 キャベツ、ハウレンソウ、シタケ、花き(美郷雪華以外)、 ニラ、メロン	露地栽培	作付拡大(※)	10a以上
		新規作付	5a以上
	施設栽培	作付拡大(※)	100㎡以上
		新規作付	100㎡以上
【美郷ブランド作物】 美郷雪華、レンコン、セリ	露地栽培	作付拡大(※)	5a以上
		新規作付	面積要件なし
	施設栽培	作付拡大(※)	50㎡以上
		新規作付	面積要件なし

■面積助成(2年間)

作付拡大・新規作付の面積に応じて2年間助成します。

露地栽培の単価 ◆ 40,000円以内/10a

施設栽培の単価 ◆ 80,000円以内/10a

※産地交付金[県推進枠1]助成の対象になる場合は、重複助成はできません。

■種苗助成(1年目のみ)

種苗購入費(税抜額)の一部を助成します。

補助率 ◆ 2分の1以内

上限金額 ◆ 品目別に上限金額あり

■機械助成(1年目のみ)

機械等の購入費(税抜額)の一部を助成します。

補助率 ◆ 2分の1以内

上限金額 ◆ 50万円

※1件10万円(税抜額)以上の機械等が対象となります。

※複数台の申請が可能です。

■ハウス助成(1年目のみ)

園芸用ハウスの導入費(税抜額)の一部を助成します。

補助率 ◆ 2分の1以内

上限金額 ◆ 50万円

※園芸施設共済等への加入が必要です。

営農継続支援事業

農業用機械・施設等導入に町独自の補助金をご活用ください

補助対象者 ◆ ①認定農業者・認定就農者

②営農を維持・継続する①以外の農業者で原則63歳未満の方

補助対象経費 ◆ ・ 稲作関係機械

・ 畑作関係機械

・ 施設園芸および果樹用の施設・機械 など

※税抜10万円以上の機械や施設などに限ります。

※機械等の性能や作業面積に応じて、秋田県特定高性能農業機械導入計画に定める要件を満たすことを条件としますが、中古機械等の導入も可能です。

補助金額 ◆ ①機械等購入費(税抜)の6分の1以内の額(上限額:50万円)

②機械等購入費(税抜)の2分の1以内の額(上限額:50万円)

補助対象要件

・ 過去3年度以内に、国・県・町の補助事業を利用している場合は補助対象外です。

・ アタッチメントをはじめとする付属品のみの経費は補助対象外です。

・ 電気設備が必要な場合は、受電設備以降を補助対象とします。

・ 補助金交付決定前に導入した場合は補助対象外です。

申込方法 ◆ 町農政課に備え付けている申込書に必要事項を記入の上、見積書、カタログ、営農計画書(野帳)と一緒に提出してください。

※受付の際に、現在の営農状況の聞き取りや国・県の補助金による導入状況等の確認を行います。

申込期限 ◆ 4月17日(水) ※期限厳守

機械や施設などの導入後、7年間の営農状況を把握するため営農継続報告書を提出していただきます。営農期間が7年に満たなかった場合や途中で譲渡、交換、貸し付け、処分などを行った場合は、補助金の返還を求めます。

農業振興地域内の土地を転用する場合は手続きが必要です

農業振興地域内の農地などを宅地などに転用する場合は、農用地区域から除外する手続きが必要です。除外手続きには通常約4カ月半から6カ月を要することから、長期的な計画のもとで手続きを進めていく必要があります。やむを得ず、農地などを利用して住宅を建築するなどの事業を行わなければならない場合は、お早めに下記までご相談ください。
※除外目的や農地の条件などによっては、除外できない場合もあります。

農業振興地域とは

農業の健全な発展と国土資源の合理的な活用の観点から、おおむね10年間にわたって総合的に農業の振興を図るべき農用地と位置付けられた地域のことです。

町では農業施策などを計画的に進めていくため、「美郷農業振興地域整備計画」を定めています。この計画では、六郷地区の都市計画用途区域および一部区域を除いた美郷町全域が農業振興地域となっています。

今回の農業振興地域整備計画の変更(除外・編入)申し出の受付期間は**4月1日(月)から4月30日(火)まで**です。
※申し出の際は、事前に下記までご相談ください。

問 町農政課 農林整備班 ☎0187(84)4908

教育推進課

令和6年度美郷町奨学生を募集します

町では、経済的な理由により修学が困難な学生を援助するため、奨学金の貸し付けを行っています。

対象者◆保護者が美郷町に居住し、経済的な理由で修学が困難である方(他の奨学資金団体の貸与が決定した場合は対象となりません)

受付期間◆4月1日(月)～5月15日(水)

貸与額◆大学・短大・2年以上の専門学校
月額4万円以内(1万円単位で選択可能)
高等学校 月額1万5,000円

償還方法◆卒業した月の1年後から10年以内(無利子)
※返還は原則として年賦または半年賦となります。

申込方法◆下記の書類を町教育推進課に提出してください。

- ①奨学生願書(町教育推進課で配布するほか、町ホームページからもダウンロードできます)
- ②令和5年の世帯全員の所得がわかるもの(町県民税申告書や所得税確定申告書の写し等)
- ③本人および連帯保証人の住民票
- ④連帯保証人の納税証明書 ⑤入学先の在学証明書
- ⑥【高校生】出身中学校の成績証明書

【大学・短大・専門学校生】出身高校の調査書
貸与決定◆6月に採否を通知します。決定された方の奨学金は4月にさかのぼって貸与します。

非常勤職員を募集します

美郷町内の小中学校で、教育上特別な支援が必要な児童・生徒の日常生活の介助や学習活動のサポートを行う学校生活支援員(会計年度任用職員)を募集します。

募集内容◆小中学校に在籍している児童・生徒への生活・学習支援

必要資格等◆特別支援教育に理解のある方

雇用期間◆5月1日(水)～令和7年3月31日(月) ※再任用なし。
※長期休業中(夏・冬休み等)は通常勤務なしですが、希望があれば放課後児童クラブに従事することが可能です。

就業場所◆美郷町内の小中学校のいずれか

就業時間等◆週5日、1日6時間

賃金形態◆①時給1,212円 ②時給1,029円
(教員免許所持者は①)

※その他の手当として期末手当、通勤にかかる費用弁償などがあります。

加入保険等◆社会保険、雇用保険、労災

募集人数◆1名 **募集期間**◆4月15日(月)まで

応募方法◆ハローワークを通じてご応募ください。

ハローワーク大曲 ☎0187(63)0335

特別支援教育就学奨励費のお知らせ

町では、特別支援学級等に入級される児童・生徒の保護者の方に、就学に必要な費用の一部を支給する特別支援教育就学奨励費を、令和6年度から開始します。対象となる方については、申請の際に各種学用品費・通学用品費の領収書、レシート等の提出が必要となります。

■対象となる学用品費・通学用品費

学用品費：ノート、筆記用具、辞典類、体育用ズック靴、作業衣 など
通学用品費：通学用靴、雨傘、雨靴、帽子 など
新入学用品費：ランドセル、カバン、制服、上履き など
※申請書類は後日学校を通じて、対象者へ配布する予定です。申請時期や必要書類等の詳細は、その際にあらためて通知します。

申・問 町教育委員会 教育推進課 教育総務・指導班 ☎0187(84)4914